

研修派遣機関代替職員確保事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、チーム医療及び在宅医療を推進するため、研修派遣機関代替職員確保事業を実施する病院、認知症疾患医療センター又は訪問看護ステーション等の設置者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「研修派遣機関代替職員確保事業」とは、所属する看護職員を認定看護師教育課程及び特定行為研修に派遣する間に代替職員を雇用する事業をいう。
- (2) この要綱において「認定看護師教育課程」とは、公益社団法人日本看護協会が認定している教育機関が行う認定看護師教育課程をいう。
- (3) この要綱において「A課程認定看護師教育課程」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定されている特定行為研修を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育課程をいう。
- (4) この要綱において「B課程認定看護師教育課程」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定されている特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育課程をいう。
- (5) この要綱において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。
- (6) この要綱において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法第2条、第3条、第5条及び第6条に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (7) この要綱において「代替職員」とは、所属する看護職員を認定看護師教育課程又は特定行為研修に派遣する間に、当該職員の代替として雇用する看護職員をいう。
- (8) この要綱において「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院のうち300床未満のものをいう。
- (9) この要綱において「認知症疾患医療センター」とは、「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）（9）（別添7）認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に定める認知症疾患医療センターをいう。
- (10) この要綱において「訪問看護ステーション等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護、同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 研修期間中に代替職員を1月以上雇用した場合

事業区分		補助の対象				補助率（額）
		実施主体	経費	基準額	助成上限月数	
ア 認定看護師教育課程	a. A課程	病院 認知症疾患医療センター 訪問看護ステーション等	認定看護師教育課程派遣（1施設当たり1名に限る。）中に1月以上雇用した代替職員の賃金（手当等は含まない。）ただし、認知症疾患	1施設当たり 179.2千円／月 ただし、1か月に満たない場合は、日割計算とする。	7月	1／2 訪問看護ステーション等については2／3 補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していず
	b. B課程	病院 認知症疾患医療センター 訪問看護ステーション等	医療センターは認知症看護分野の教育課程への派遣分に限る。	1施設当たり 179.2千円／月 ただし、1か月に満たない場合は、日割計算とする。	12月	
イ 特定行為研修		病院 訪問看護ステーション等	特定行為研修派遣（1施設当たり1名に限る。）中に1月以上雇用した代替職員の賃金（手当等は含まない。）	1施設当たり 179.2千円／月 ただし、1か月に満たない場合は、日割計算とする。	12月	れか少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

(2) 上記(1)に当てはまらない場合

事業区分	補助の対象			補助率（額）
	実施主体	経費	基準額	
・認定看護師教育課程（A課程認定看護師教育課程、B課程認定看護師教育課程） ・特定行為研修	訪問看護ステーション	認定看護師教育課程または特定行為研修派遣中の当該職員の賃金	1施設当たり 250千円	10／10 補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

(3) 補助の対象の特例

第3の(1)および(2)に掲げる事業のうち、既に完了した事業であっても、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に、補助の対象とするものとする。この場合において、第

5の(1)及び(2)、第6並びに第7の規定は適用せず、第4(1)ウ中「対象経費の支出予定額内訳」とあるのは「対象経費の支出精算額内訳」と、第4(1)エ中「事業計画書」とあるのは「実績報告書」と、第4(1)オ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「交付決定兼確定通知書」と読み替え、知事が別に指定する書類をあわせて提出する。また、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
 - イ 経費所要額調書(様式第2号)
 - ウ 対象経費の支出予定額内訳(様式第3号)
 - エ 事業計画書(様式第4号)
 - オ 収支予算書(様式第5号)
 - カ 資金状況調べ(様式第6号)
- (アの交付申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業に要する経費の変更(事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。)をしようとする場合
- イ 補助事業の内容の変更(派遣職員、派遣先又は派遣期間の変更等)をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(4) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第7号)
- イ 変更経費所要額調書(様式第2号)
- ウ 対象経費の支出予定額内訳(様式第3号)
- エ 変更事業計画書(様式第4号)
- オ 変更収支予算書(様式第5号)

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第8号)

- イ 経費精算書（様式第2号）
- ウ 対象経費の実支出額内訳（様式第3号）
- エ 事業実績書（様式第4号）
- オ 収支決算書（様式第5号）
- カ 代替職員の賃金に関する書類等（雇用関係を示すもの及び給与明細等）
- キ 認定看護師教育課程又は特定行為研修の受講決定通知

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第6号）

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年7月1日告示第125号の2号）

- 1 この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。